

福岡県介護福祉士実務者研修受講資金の概要 (令和 5 年度版)

1. 福岡県介護福祉士実務者研修受講資金とは

介護福祉士実務者研修施設（以下「実務者研修施設」という。）に在学する学生で、将来福岡県の区域内（以下「県内」という。）において介護業務等に従事しようとする者に対し資金の貸付を行い、その修学を容易にすることにより、介護福祉士の養成及び確保並びに定着を支援することを目的とした貸付制度です。

介護福祉士実務者研修を修了した日から 1 年以内に介護福祉士の登録を行い、県内で返還免除対象業務（※）に 2 年間継続して従事した場合は、貸付金が免除されます。

なお、返還免除要件を満たさない場合、適宜所定の手続きが行われない等といった場合には、返還となります。

※「実務者研修施設」とは

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 40 条第 2 項第 5 号の規程に基づく文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設を指します。

※「返還免除対象業務」とは

昭和 63 年 2 月 12 日社庶第 29 号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添 1 に定める職種若しくは別添 2 に定める職種又は当該施設の長の業務をいいます。

2. 貸付対象者

次の（１）から（５）までの全ての要件を満たす者を貸付の対象とします。

他の都道府県から重複して貸付を受けることはできません。

（１）次のアからウのいずれかに該当する者

ア 県内に住民登録をしている実務者研修施設の学生であって、介護福祉士実務者研修を修了後 1 年以内に県内で返還免除対象業務に従事しようとする者。

イ 県外に住民登録をしている県内の実務者研修施設の学生であって、介護福祉士実務者研修を修了後 1 年以内に県内で返還免除対象業務に従事しようとする者。

ウ 実務者研修の受講を開始した前年度に県内に住民登録をしていた者で、かつ、県外の実務者研修施設の修学のために転居した者であって、実務者研修修了後 1 年以内に県内で返還免除対象業務に従事しようとする者。

（２）次のアまたはイのいずれかに該当する者であって、家庭の経済状況等から貸付が必要であると実務者研修施設の長が推薦する者。

ア 学業成績等が優秀と認められる者

- イ 実務者研修受講修了後、中核的な介護職員等として従事する意欲があり、介護福祉士資格取得に向けた向上心があると認められる者
- (3) 修学に際し、経済的援助を必要としている者（独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学生の家計基準を満たすこと）。
- (4) 同種の修学資金、又は修学に係る公的な経済支援を他から受けていない者。

※ 「専門実践教育訓練給付金」および「特定一般教育訓練給付金」を利用する者は、自己負担（不足額）の範囲内かつ貸付限度額の範囲内とします。

- (5) 実務者研修受講修了後、1 年以内に介護福祉士資格を登録し、県内の社会福祉施設等で返還免除対象業務に継続して従事しようとする者（週 20 時間以上、1 年あたり 180 日以上業務従事的意思がある者）。

【補足】 ・ 貸付の可否は、審査により決定します。

3. 貸付金額等

- (1) 貸付額

20 万円以内

※実務者研修施設に支払う授業料、実習費及び教材費等の納付金のほか、参考図書、学用品、交通費及び国家試験受験手数料等の経費に充当するもの。

※20 万円のうち、貸付が必要な額を申し込みください（千円未満切り捨て。借りすぎに注意してください）。

- (2) 利子 無利子
- (3) 貸付期間 実務者研修受講期間
- (4) 連帯保証人 原則 1 名（法人可） 詳細は P.7 参照

4. 申請手続き

貸付申請期間は、実務者研修の受講が決まった日から、受講が終了するまでの期間となります。

必要書類を揃え、原則、実務者研修施設で取りまとめのうえ、指定の期日までに福岡県社会福祉協議会福祉人材センター（以下「本会」という。）へ提出してください。

書類に不備がある場合は、受付できません。実務者研修受講開始後、速やかに申請してください。

なお、本会が不備のない書類を受理した翌月に貸付の審査を行い、郵送により審査結果を通知します。貸付決定の場合は、貸付決定月の下旬頃に指定口座に送金します（詳細は貸付決定通知に記載）。

※貸付申請様式は、本会ホームページより印刷してください。印刷ができず、郵送を御希望の方は、本会あて御連絡ください（電話 092-915-7055）

5. 貸付契約の解除

- （１）実務者研修を修了しなかったとき
- （２）心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき
- （３）学業成績が著しく不良となったと認められるとき
- （４）死亡したとき
- （５）貸付契約の解除の申し出があったとき
- （６）修学資金の貸付の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき

6. 貸付金の当然免除

次の場合、貸付額の返還の債務を免除します。

ただし、免除となるまでの間、返還猶予申請、現況届（在職証明書）の提出等、適宜所定の届出が必要です。

また、返還免除要件を満たした場合、借受者は速やかに返還免除の申請を行わなければいけません。

返還免除の可否は、審査により決定します。

- （１）実務者研修を修了した日から、1年以内に介護福祉士の登録を行い、県内（※１）において、介護福祉士として、２年間継続して返還免除対象業務に従事したとき

※１ 国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設等で業務従事する場合は全国の区域。

- （２）返還免除対象業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡、または業務に起因する心身の故障のため業務に従事できなくなったとき

【補足】 ・雇用形態は問いません。返還免除対象期間の算定基準は下記のとおり。

「２年間」…在職期間が通算 730 日以上かつ従事期間が 360 日以上

- ・法人における人事異動等により、貸付を受けた者の意思によらず県外において返還免除対象業務に従事した期間は、返還免除対象期間として計算します。
- ・返還免除要件を満たさない間に退職し、退職した翌月までに県内で返還免除対象業務に再従事した場合は、従事期間を累計で計算します。

7. 貸付金の返還

借受者が、次の（１）から（４）のいずれかに該当する場合には、返還事由が生じた翌月から返還となります。返還開始にあたっては、借受者からの返還開始に係る届出が必要です。

- （１）貸付契約が解除されたとき
- （２）実務者研修を修了した日から 1 年以内に、介護福祉士として登録せず、又は県内で返還免除対象業務に従事しなかったとき

※ 実務者研修受講修了年度の国家試験に不合格だった場合は、翌年度の試験まで返還猶予を認める。翌年度以降に不合格だった場合についても同じ取扱いとする（ただし、令和元年度以前の貸付契約者については、翌々年度の試験までを限度とし返還猶予を認める）。

なお、資格登録以前の介護業務等への従事については、返還免除対象期間として算入することはできない。

※ 介護福祉士国家試験の受験要件（実務経験３年）を満たしていないため、実務者研修受講修了年度に国家試験を受験できない者については、貸付後も継続して実務経験を積み、貸付申請時に届け出た年度に受験できなければ返還となる。

（３）県内で返還免除対象業務に継続して従事しなくなったとき

（４）業務外の事由により死亡、または心身の故障により介護業務等に従事できなくなったとき

【補足】 ・ 返還金納入方法は本会指定口座への振込とする（口座引き落としは不可）。

・ 返還期限は、返還事由が生じた月の翌月から起算して貸付を受けた月数の２倍の期間以内とし、一括・半年賦・月賦いずれかを選択可。

・ 連帯保証人も借受者と同様に、債務返還の義務があります。

・ 返還すべき者が正当な理由なく最終返還期日までに返還しなかったときは、最終返還期日の翌日から、残元金に対し日割りで延滞利子（令和４年度契約者については年３％）が発生します。

8. 貸付金の返還猶予

借受者が、次の（１）から（５）のいずれかに該当する場合には、貸付額の返還の債務を猶予します。

返還猶予の事由が生じた際には、借受者は速やかに返還猶予申請等、所定の届出を行わなければいけません。

返還猶予の申請を行わなかった場合、又は返還猶予が承認されない場合等は、返還開始となります。

（１）介護福祉士資格を登録後、県内において継続して返還免除対象業務に従事しているとき。

・・・返還免除要件年数を満たすまでの期間について返還を猶予。

（２）貸付契約が解除された後も、貸付決定時に在学していた実務者研修施設に引き続き在学しているとき。

・・・受講修了までの期間について返還を猶予。

（３）借受者に、災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由があるとき。

・・・特別に承認が認められた場合、復帰するまでの期間について返還を猶予。

（４）国家試験に不合格の場合

・・・次年度も受験する意志がある場合に限り、次回受験年度末まで返還を猶予。

（５）国家試験の受験資格要件（実務経験３年）を満たしていないため、実務者研修修了年度に国家試験を受験できないとき。

・・・貸付後も継続して実務経験を積み、最短で受験（貸付申請時に申し出た受験年度に受験）する意思がある場合に限り、初回受験年度末までの期間について返還を猶予。

【補足】 ・（１）（３）は、履行期限の到来していない貸付額（既に返還を受けた金額を除く）のみが対象。

・（１）は、週２０時間以上、１年あたり１８０日以上業務従事が想定される者。

・（１）（５）の事由により返還猶予中の者は、毎年４月に現況届（指定様式）の提出が必要。

- ・退職し、退職した翌月までに県内で返還免除対象業務に再従事した場合は、届出が必要。
- ・人事異動により返還免除対象業務以外の業務に従事することになった場合は、返還猶予の対象とする（届出が必要）が、当該事由による期間については、返還免除対象期間として計算しない。
- ・このほか、返還猶予期間中に届出の内容に変更がある場合は、所定の手続きが必要。

9. 貸付金の裁量免除

借受者が、次のいずれかに該当する場合、貸付額（既に返還を受けた額を除く。）の返還の債務を全額または一部の金額を免除する場合があります。

※個々の状況を確認のうえ審査により可否を決定するため、一律に適用されるものではありません。

- （１）業務外の事由により死亡し、又は障がいにより貸付額を返還することができなくなったとき
- （２）１年以上、返還免除対象業務に従事したとき

【補足】・相続人又は連帯保証人も返還が困難である場合が対象。

- ・本人の責による事由により免職された者、自己都合退職等、特別な事情がなく恣意的に退職した者等は適用しない。

10. 連帯保証人について

申請にあたり、１名の連帯保証人（個人又は法人）が必要です。

連帯保証人は、借受者と連帯して債務全額を負担しなければいけません。

■連帯保証人が個人の場合

（１）要件

- ・原則として県内に居住し、独立の生計を営む成年者
- ・申請者に代わり債務の返還を行うことのできる者
- ・福岡県介護福祉士修学資金等貸付制度（介護福祉士修学資金、社会福祉士修学資金、介護福祉士実務者研修受講資金、再就職準備金、福祉系高校修学資金、福祉系高校修学資金返還充当資金、障がい福祉分野就職支援金、介護分野就職支援金）による貸付を受けておらず、他の貸付対象者の連帯保証人となっていない者

（２）貸付申請時の提出書類

- ・所得証明書
- ・印鑑登録証明書
- …いずれも３か月以内に取得した原本

（３）留意点

- ・貸付申請書には勤務先名称、月平均収入（稼働収入と年金収入がある者は内訳を記入）、本人との関係を記入すること。
- ・所得証明書の収入と、貸付申請書に記入の収入（現在の収入）が大きく異なる場合は、現在の収入

がわかるもの（直近 3 カ月の給与明細書コピー等）を所得証明書に添付すること。

- ・生活保護世帯の者、債務整理中又は債務整理を予定している者は連帯保証人になれません。

■連帯保証人が法人の場合

（１）要件

- ・法人登記簿に記載された法人であること
- ・申請者に代わり債務の返還を行うことができる（貸付予定額以上に資産を有している）法人

（２）貸付申請時の提出書類

ア 履歴事項全部証明書

… 3 か月以内に取得した原本

イ 印鑑登録証明書

… 3 か月以内に取得した原本

ウ 前年度の決算書類

…会社法第 4 3 5 条に定める計算書類または金融商品取引法第 7 9 条 7 0 に定める財務諸表等。

例) 社会福祉法人 貸借対照表、資金収支計算書、事業活動計算書（法人統括分のみで可）等

その他法人 貸借対照表、損益計算書（法人統括分のみで可）等

エ 各申請者の連帯保証人となることについて、法人の意思決定の証拠書類

…決議機関における議事録の写し（原本証明の記載が必要）または法人役員全員が署名・押印した同意書のいずれか。

貸付申請期限内に上記書類提出が困難な場合に限り、「保証人承諾書（様式第 3 4 号）」を添付すること。ただし、その場合も、議事録または同意書が完成次第、該当書類を本会あて追加で提出すること。

（３）留意点

- ・貸付申請書には本人との関係を記入すること。
- ・法人において、資産額の範囲内で複数の修学生の保証人となることは差し支えない。
- ・既に連帯保証人として本会から承認を受けた法人が、同年度内に別の申請者の保証人となる場合において、上記提出書類のうちア～ウの提出を省略することができる。ただし、ア・イについては、当該申請日から 3 か月を経過していないことを要する。

11.申請書類

	提出書類	備考	部数
申請者本人に係る書類	貸付申請書（様式第１－２号）	※両面印刷（必須）	１部
	修学生推薦調書（様式第２－２号）	－	１部
	貸借契約書（様式第９－２号）	２部のうち１部に収入印紙の貼付が必要。 ※両面印刷（必須）	２部
	住民票（世帯全員分）	３か月以内に取得した原本。	１部
	所得証明書（世帯全員分）	３か月以内に取得した原本。	１部
	申請者の印鑑証明証	３か月以内に取得した原本。ただし、申請者本人が印鑑登録をしていない場合に限り省略可。	１部
	振込口座申請書（様式第３２号）	－	１部
	振込指定口座の通帳コピー	銀行・名義・番号が分かるページ。	１部
個人保証	所得証明書	３か月以内に取得した原本。	１部
	連帯保証人の印鑑登録証	３か月以内に取得した原本。	１部
法人保証	履歴事項全部証明書	３か月以内に取得した原本。 同年度内に複数の申請者に対して保証人となる場合は１部のみ提出。（ただし、３か月経過している場合は同年度内においても再提出が必要。）	１部
	法人の印鑑登録証		１部
	法人の意思決定の証拠書類 または保証人承諾書（様式第３４号）	決議機関における議事録の写し、または法人役員全員が署名・押印した同意書のいずれか。これらが貸付期限内に提出困難な場合に限り、「保証人承諾書」を提出すること。ただし、その場合も、議事録または同意書が完成次第、本会あて提出すること。複数の申請者に対して保証人となる場合は、各申請者毎に提出が必要。	１部
	前年度の決算書類	社会福祉法人であれば資金収支計算書・事業活動計算書・貸借対照表等、その他法人であれば貸借対照表・損益計算書等（法人統括分のみ）。前年度分の提出が困難な場合は前々年度分とする。	１部

■申請書類作成時の注意点

（１）基本事項

- ・貸付申請書、契約書は必ず両面印刷されたものを使用し、記入例を確認したうえで記入してください。
- ・黒のボールペンで記入すること。鉛筆や、擦ると消えるペンで記入された書類は受理できません。
- ・住所は、住民票に記載の住所を記入してください。住民票と現住所が異なる方は貸付の対象となりません。
- ・必ず、貸付申請者、連帯保証人それぞれが自署してください。使用する印鑑は実印としてください。
- ・全ての書類において、日付を記入する項目については書類作成日または提出日を記入してください。ただし、契約書裏面の契約日のみ空欄でお願いします。貸付決定後、本会で記入します。
- ・原則として契約書の書き損じは認められませんので、再作成をお願いします。
やむを得ず訂正する場合は、二重線で取り消したうえで記入者の訂正印（実印）を押してください（金額は、貸付申請者と連帯保証人両名の訂正印を押印）。

（２）所得証明書

前年度（令和 3 年度）分の取得が困難な場合は、前々年度（令和 2 年度）の所得証明書を提出してください。

（３）契約書の収入印紙

原則、該当金額分の印紙 1 枚を貼付してください。

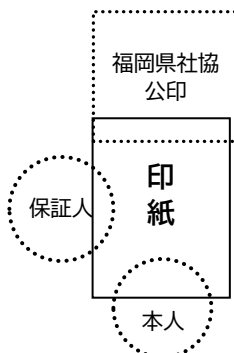
■契約に必要な収入印紙の金額

申請金額（総額）	収入印紙
～ 5 万円	不要
5 万 1 円 ～ 1 0 万円以下	2 0 0 円
1 0 万 1 円 ～ 2 0 万円以下	4 0 0 円

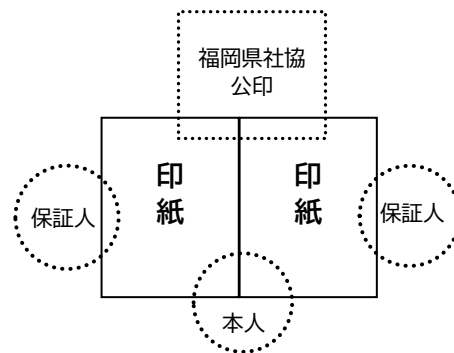
■収入印紙への消印の押し方の例

全ての印紙に消印がかかっている場合、消印位置は例と異なっても構いません。

（収入印紙 1 枚の場合）



（収入印紙 2 枚の場合）



〔介護福祉士実務者研修受講資金 申請手続・契約等の流れ〕

